


所管部課	子ども未来部 保育課	部長	松本 幹男														
件名	令和4年度東大和市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助																
	金交付要綱外4件について	区分		1 審議事項 ○ 2 報告事項													
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則															
	部課機関																
1 要旨																	
子ども未来部保育課の所管する5件の単年度要綱の制定について、以下のとおり報告する。																	
(1) 子ども未来部保育課の所管する単年度要綱について																	
① 制定した要綱 2件																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>要綱名</th> <th>影響及び効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和4年度東大和市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱</td> <td>保育士等の処遇改善により、職員の離職防止を図り安定的な施設の運営を維持する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和4年度東大和市保育施設等物価高騰対応助成金支給要綱</td> <td>保育サービスの継続的な提供を支援するとともに利用者の経済的な負担増を抑制する。</td> </tr> </tbody> </table>						NO	要綱名	影響及び効果	1	令和4年度東大和市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱	保育士等の処遇改善により、職員の離職防止を図り安定的な施設の運営を維持する。	2	令和4年度東大和市保育施設等物価高騰対応助成金支給要綱	保育サービスの継続的な提供を支援するとともに利用者の経済的な負担増を抑制する。			
NO	要綱名	影響及び効果															
1	令和4年度東大和市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱	保育士等の処遇改善により、職員の離職防止を図り安定的な施設の運営を維持する。															
2	令和4年度東大和市保育施設等物価高騰対応助成金支給要綱	保育サービスの継続的な提供を支援するとともに利用者の経済的な負担増を抑制する。															
② 制定する要綱 3件																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>要綱名</th> <th>影響及び効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和4年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱</td> <td>私立幼稚園等に通園する世帯の負担を軽減する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和4年度東大和市実費徴収に係る補給費補助金交付要綱</td> <td>私立幼稚園等に通園する低所得者世帯等の負担を軽減する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金交付要綱</td> <td>保護者の負担を軽減するとともに、施設の運営を維持する。</td> </tr> </tbody> </table>						NO	要綱名	影響及び効果	1	令和4年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	私立幼稚園等に通園する世帯の負担を軽減する。	2	令和4年度東大和市実費徴収に係る補給費補助金交付要綱	私立幼稚園等に通園する低所得者世帯等の負担を軽減する。	3	令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金交付要綱	保護者の負担を軽減するとともに、施設の運営を維持する。
NO	要綱名	影響及び効果															
1	令和4年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	私立幼稚園等に通園する世帯の負担を軽減する。															
2	令和4年度東大和市実費徴収に係る補給費補助金交付要綱	私立幼稚園等に通園する低所得者世帯等の負担を軽減する。															
3	令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金交付要綱	保護者の負担を軽減するとともに、施設の運営を維持する。															
(2) 施行日																	
決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。																	
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)																	
3. 留意事項 (問題点等)																	
4. 主管部処理案 (検討結果等)																	
庁議における報告後、速やかに事務を進めたい。																	
5. 審議結果																	

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。